

# ▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(ホスティングサービス)

## 目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用.....	4
第2条 用語の定義.....	4
第2章 ホスティングサービスの種類.....	4
第3条 ホスティングサービスの種類.....	4
第4条 削除.....	5
第3章 契約.....	5
第1節 削除.....	5
第5条 削除.....	5
第6条 削除.....	5
第7条 削除.....	5
第8条 削除.....	5
第9条 削除.....	5
第10条 削除.....	5
第11条 削除.....	5
第12条 削除.....	5
第2節 削除.....	5
第13条 削除.....	5
第14条 削除.....	5
第15条 削除.....	5
第16条 削除.....	5
第17条 削除.....	5
第18条 削除.....	5
第19条 削除.....	5
第20条 削除.....	5
第3節 削除.....	5
第21条 削除.....	5
第22条 削除.....	5
第23条 削除.....	5
第24条 削除.....	5
第25条 削除.....	5
第4節 削除.....	6
第26条 削除.....	6
第27条 削除.....	6
第28条 削除.....	6
第29条 削除.....	6
第30条 削除.....	6
第31条 削除.....	6
第32条 削除.....	6
第5節 第5種ホスティングサービスに係る契約.....	6
第33条 第5種ホスティング契約の単位.....	6
第34条 第5種ホスティング契約申込みの方法.....	6
第35条 第5種ホスティング契約の最低利用期間.....	6
第36条 第5種ホスティングサービスの区分の変更.....	6
第37条 第5種ホスティング契約に係る記憶装置への設定等.....	6

第38条	その他の契約内容の変更.....	6
<b>第6節</b>	<b>第6種ホスティングサービスに係る契約.....</b>	<b>7</b>
第39条	第6種ホスティング契約の単位.....	7
第40条	第6種ホスティング契約申込みの方法.....	7
第41条	その他の契約内容の変更.....	7
<b>第7節</b>	<b>削除.....</b>	<b>7</b>
第42条	削除.....	7
第43条	削除.....	7
第44条	削除.....	7
第45条	削除.....	7
<b>第8節</b>	<b>第8種ホスティングサービスに係る契約.....</b>	<b>7</b>
第45条の2	第8種ホスティング契約の単位.....	7
第45条の3	第8種ホスティング契約申込みの方法.....	7
第45条の4	第8種ホスティング契約の最低利用期間.....	7
第45条の5	第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置 への設定等.....	7
第45条の6	第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録 等.....	8
第45条の7	その他の契約内容の変更.....	8
<b>第4章</b>	<b>通信.....</b>	<b>8</b>
第46条	料金適用上必要な事項の測定等.....	8
<b>第5章</b>	<b>料金等.....</b>	<b>8</b>
第47条	利用料金の支払義務.....	8
第48条	同上.....	8
第49条	削除.....	9
第50条	削除.....	9
第51条	利用料金の支払義務.....	9
<b>第6章</b>	<b>損害賠償.....</b>	<b>11</b>
第52条	責任の制限.....	11
<b>別記</b> .....		<b>12</b>
1	ドメイン名に係る申請手続きの代行等.....	12
2	第6種ホスティングサービスに係る附帯サービスの提供.....	12
3	ICカードリーダーライタの販売等.....	13
<b>料金表</b> .....		<b>14</b>
<b>通則</b> .....		<b>14</b>
<b>第1表</b>	<b>料金（附帯サービスの料金を除きます。）</b> .....	<b>16</b>
第1	利用料金.....	16
第2	手続きに関する料金.....	24
<b>第2表</b>	<b>工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除     きます。））</b> .....	<b>25</b>
<b>第3表</b>	<b>附帯サービスに関する料金</b> .....	<b>30</b>
第1	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金.....	30
第2	ホームページ作成機能に係る料金.....	30
第3	Flash作成機能に係る料金.....	31
第6	クーポンサービス機能に係る料金.....	31
第7	ポイント管理機能に係る料金.....	32
第8	店舗登録・検索機能に係る料金.....	32
第9	アクセス解析機能に係る料金.....	33
第10	サイト誘導機能に係る料金.....	34

第11 支払証明書の発行手数料..... 34

## 第1章 総則

(適用)

第1条 IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりホスティングサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第5種ホスティング契約	当社から第5種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
2 第5種ホスティング契約者	当社と第5種ホスティング契約を締結している者
3 第6種ホスティング契約	当社から第6種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
4 第6種ホスティング契約者	当社と第6種ホスティング契約を締結している者
5 第8種ホスティング契約	当社から第8種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
6 第8種ホスティング契約者	当社と第8種ホスティング契約を締結している者
7 ホスティング契約者	第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者
8 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
9 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名
10 第6種ホスティング契約者識別番号	第6種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第6種ホスティング契約に基づいて第6種ホスティング契約者に割り当てるもの
11 第8種ホスティング契約者識別番号	第8種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第8種ホスティング契約に基づいて第8種ホスティング契約者に割り当てるもの

## 第2章 ホスティングサービスの種類

(ホスティングサービスの種類)

第3条 ホスティングサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第5種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるものであって大容量の記憶装置を利用するIP通信網サービス
2 第6種ホスティングサービス	蓄積装置（第6種ホスティングサービスに係る者のメールアドレス又はホームページにおける情報の蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を使用して提供するものであって、主として移動無線装置（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に最適な画面表示を行うことができるIP通信網サービス
3 第8種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置を使用して提供するものであってオペレーションシステムにLinuxを利用するIP通信網サービス

#### 第4条 削除

##### 第3章 契約

###### 第1節 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

###### 第2節 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

###### 第3節 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

#### 第4節 削除

- 第26条 削除
- 第27条 削除
- 第28条 削除
- 第29条 削除
- 第30条 削除
- 第31条 削除
- 第32条 削除

#### 第5節 第5種ホスティングサービスに係る契約

##### (第5種ホスティング契約の単位)

**第33条** 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の独自ドメイン名につき1の第5種ホスティング契約を締結します。この場合、第5種ホスティング契約者は、1の第5種ホスティング契約につき1人に限ります。

##### (第5種ホスティング契約申込みの方法)

**第34条** 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第5種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第5種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第5種ホスティングサービスの区分
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

##### (第5種ホスティング契約の最低利用期間)

**第35条** 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第5種ホスティングサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第5種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1か月とします。
- 3 第5種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第5種ホスティング契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

##### (第5種ホスティングサービスの区分の変更)

**第36条** 第5種ホスティング契約者は、第5種ホスティングサービスの区分の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

##### (第5種ホスティング契約に係る記憶装置への設定等)

**第37条** 第5種ホスティング契約者は、第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への設定等の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

##### (その他の契約内容の変更)

**第38条** 当社は、第5種ホスティング契約者から請求があったときは、第34条（第5種ホスティング契約申込みの方法）第2号に規定する契約内容の変更を行いません。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第6節 第6種ホスティングサービスに係る契約

### (第6種ホスティング契約の単位)

第39条 当社は、共通編第8条（I P通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第6種ホスティング契約者識別番号につき1の第6種ホスティング契約を締結します。この場合、第6種ホスティング契約者は、1の第6種ホスティング契約につき1人に限ります。

### (第6種ホスティング契約申込みの方法)

第40条 共通編第9条（I P通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種ホスティング契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について当社が指定する方法により第6種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

### (その他の契約内容の変更)

第41条 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、第40条（第6種ホスティング契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第7節 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

## 第8節 第8種ホスティングサービスに係る契約

### (第8種ホスティング契約の単位)

第45条の2 当社は、共通編第8条（I P通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第8種ホスティング契約者識別番号につき1の第8種ホスティング契約を締結します。この場合、第8種ホスティング契約者は、1の第8種ホスティング契約につき1人に限ります。

### (第8種ホスティング契約申込みの方法)

第45条の3 共通編第9条（I P通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第8種ホスティング契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について当社が指定する方法により第8種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

### (第8種ホスティング契約の最低利用期間)

第45条の4 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第8種ホスティングサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第8種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して2か月間とします。

3 第8種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第8種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

### (第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等)

第45条の5 第8種ホスティング契約者は、第8種ホスティングサービスに係る仮想専用蓄積装置への設定等の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等)

**第45条の6** 第8種ホスティング契約者は、第8種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

**第45条の7** 当社は、第8種ホスティング契約者から請求があったときは、第45条の3（第8種ホスティング契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第4章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

**第46条** 第6種ホスティングサービスに係る接続要求件数及び配信数の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

#### 第5章 料金等

(利用料金の支払義務)

**第47条** 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する料金等の支払義務として、ホスティングサービスに係る料金等の支払いは第48条（利用料金の支払義務）から第51条の2（利用料金の支払義務）までのとおりとします。

**第48条** ホスティング契約者（第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者に限ります。以下本条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がホスティングサービス又は付加機能等（付加機能又は電子メール、蓄積容量をいいます。以下この条において同じとします。）の提供を開始した日（第5種ホスティングサービス又は第8種ホスティングサービスにあつては、提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日とします。）から起算して、契約の解除又は付加機能等の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料金（料金表第1表に規定する定額利用料の加算額（転送情報量に係るものに限ります。）を除きます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、ホスティング契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、ホスティング契約者は、次の場合を除き、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
---	---	------------

<p>1 ホスティング契約者の責めによらない理由により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>3 ホスティングサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>

3 削除

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**第49条 削除第50条 削除  
（利用料金の支払義務）**

**第51条** 第6種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）について、利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、第6種ホスティング契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第6種ホスティング契約者は、次の場合を除き、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>1 第6種ホスティング契約者の責めによらない理由により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>3 ホスティングサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>

3 第1項の場合において、第6種ホスティング契約者は、当社が測定した接続要求件数と料金表第1表の規定とに基づいて算定した利用料金(料金表第1表に規定する定額利用料の加算額(接続要求件数に係るものに限ります。))に限ります。以下次項までにおいて同じとします。)の支払いを要します。

4 第6種ホスティング契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表(料金)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第6種ホスティング契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**第51条の2** 第51条(利用料金の支払義務)の規定にかかわらず、第6種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能(料金表第1表(料金)に規定するショートメッセージ配信機能に限ります。以下この条において同じとします。)の提供を開始した日からその付加機能の廃止のあった日までの期間について、利用料金(付加機能に係る加算料に限ります。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の場合において、第6種ホスティング契約者は、当社が測定した配信数と料金表第1表の規定とに基づいて算定した利用料金の支払いを要します。

3 第6種ホスティング契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第6種ホスティング契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

## 第6章 損害賠償

### (責任の制限)

**第52条** 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのホスティングサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのホスティング契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ホスティングサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する料金を除きます。）
- (2) 料金表第1表に規定する定額利用料の加算額のうち転送情報量に係るもの及び接続要求件数に係るもの並びに付加機能利用料のうち配信数に係るもの（ホスティングサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりホスティングサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 前3項に規定するほか、ホスティングサービスに係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ホスティングサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

## 別記

### 1 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、IP通信網契約者（第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者に限ります。以下1において同じとします。）から請求があったときは、そのIP通信網契約者に代わって、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にそのIP通信網契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下1において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPRSデータベース（そのIP通信網契約に係るJPRSに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、IP通信網契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (3) IP通信網契約者は、ドメイン名（そのIP通信網契約に係るものに限ります。以下1において同じとします。）を利用している場合は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) IP通信網契約者は、ドメイン名を利用している場合において、IP通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下1において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

### 2 第6種ホスティングサービスに係る附帯サービスの提供

- (1) 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、次表に掲げる附帯サービスを提供します。この場合、第6種ホスティング契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

区分	内容
ホームページ作成機能	画像ファイル等から、移動無線装置による閲覧に適したホームページを作成する機能
Flash作成機能	画像ファイルからFlashファイルを作成する機能
クーポンサービス機能	移動無線装置から送出される位置情報等を使用したクーポンの配信又はクーポン使用履歴の取得等を可能とする機能
ポイント管理機能	クーポンサービス機能に係るクーポンの取得に使用可能なポイントの付与等を行う機能
店舗登録・検索機能	店舗情報等を登録することにより、その店舗情報等を検索可能なホームページを自動で生成する機能
アクセス解析機能	タグ付けしたホームページへのアクセス情報を整理、加工及び分析等を行い表示する機能
サイト誘導機能	ICカードリーダーライタ（別記3に規定するものに限ります。）を使用することにより第6種ホスティング契約者が指定するホームページを自動で表示する機能
備考	1 当社は、クーポンサービス機能を利用している第6種ホスティング契約者から請求があったときに限り、ポイント管理機能を提供します。

(2) 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、附帯サービスに係る工事を行います。この場合、第6種ホスティング契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(2) (1)及び(2)に規定するほか、第6種ホスティングサービスに係る附帯サービスの提供に係るその他の提供条件については、第6種ホスティングサービスに準ずるものとします。

### 3 IC カードリーダーライタの販売等

(1) 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、IC カードリーダーライタ（備品を含みます。以下同じとします。）を販売します。この場合において、販売するIC カードリーダーライタの機種及び販売価格は、当社が販売する時期に取り扱う機種によります。

(2) 当社が販売したIC カードリーダーライタについては、保証書により、引渡し日（郵送等で引き渡す場合は、当社が発送する日とします。）から1年間は無料で修理します。

ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。

ア その故障が、第6種ホスティング契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。

イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。

ウ その他保証書に規定された事由により故障が発生したとき。

(3) (1)及び(2)に規定するほか、IC カードリーダーライタの販売等に係るその他の提供条件については、第6種ホスティングサービスに準ずるものとします。

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、ホスティング契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第6種ホスティング契約に係る利用料金については、次の(5)に該当する場合に限り、その利用料金を日割することとし、その他の場合については、その利用料金を日割しません。

  - (1) 料金月の初日以外の日ホスティングサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日ホスティング契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日にホスティングサービス又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日ホスティングサービスの品目の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第48条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)又は第51条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定に該当するとき。
  - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第48条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第51条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめホスティング契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

#### (端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 7 ホスティング契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するホスティングサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、ホスティング契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25条)第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (過払金の相殺)

10 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

**(前受金)**

11 当社は、料金又は工事に関する費用について、ホスティング契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

12 第48条(利用料金の支払義務)から第51条(利用料金の支払義務)まで及び共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)並びに共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

**(料金等の臨時減免)**

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～3 削除

4 第5種ホスティング契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容						
(1) 第5種ホスティングサービスの区分に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第5種ホスティングサービスの区分を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランL</td> <td>第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td>第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プランL	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの	プランB	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの
	区 分	内 容					
	プランL	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの					
プランB	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの						
備考							
<p>1 プランL又はプランBにおいて登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">メールアドレス数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランL</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第5種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>4 この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第5種ホスティング契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>6 当社は、第5種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報につ</p>	区 別	メールアドレス数	プランL	10	プランB	100	
区 別	メールアドレス数						
プランL	10						
プランB	100						

	<p>いて滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>7 当社は、第5種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第5種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>				
(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 第5種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第5種ホスティング契約の解除があった場合は、第48条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、1の料金月に係る定額利用料に相当する額からその第5種ホスティング契約の解除があった料金月において第48条の規定により支払いを要する額を減じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>				
(3) 第5種ホスティングサービスの追加機能の区分に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第5種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="547 1151 1267 1352"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールアドレス数の追加利用</td> <td>この表の(1)欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、第5種ホスティングサービスを利用する第5種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数の変更を行います。</p>	区 分	内 容	メールアドレス数の追加利用	この表の(1)欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能
区 分	内 容				
メールアドレス数の追加利用	この表の(1)欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能				

4-2 定額利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プランL	2,780円 (3,058円)
プランB	5,700円 (6,270円)

4-3 定額利用料の加算額（メールアドレス数の追加利用に係るもの）

追加するメールアドレス数10ごとに月額

区 分	料 金 額
メールアドレス数の追加利用	1,000円 (1,100円)

4-4 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
メールセキュリティ機能	第5種ホスティング契約者がセキュリティに関する次に掲げる機能を利用できる機能 ア 電子メールアドレスへの迷惑メールについて当社が指定する判定機能及び隔離機能を利用することでその迷惑メールの排除を行う機能	プランLに係るもの 1の契約ごとに月額	1,900円 (2,090円)
	イ 当社が指定するコンピュータウイルス対策ソフトにより、電子メールメッセージの添付ファイル等に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除する機能	プランBに係るもの 1の契約ごとに月額	3,800円 (4,180円)
備考	削除		

5 第6種ホスティング契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月における接続要求件数及びデータベース登録件数（蓄積装置に保持しているデータベースへの登録件数をいいます。以下同じとします。）に基づき、5-2（料金額）に規定する定額利用料を適用します。</p> <p>イ 1の料金月における接続要求件数が10,000件以上となる場合は、基本額に加えて加算額を適用します。</p> <p>ウ 1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）が1,000件以上となる場合は、基本額に加えて加算額を適用します。</p>
(2) 第6種ホスティングサービスに係る保証等	<p>ア 第6種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>イ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p>

	<p>ウ 本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第6種ホスティング契約者にお知らせします。</p> <p>エ 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社は、第6種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>カ 当社は、第6種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第6種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>
(3) 接続要求件数等の測定	<p>ア 第6種ホスティングサービスに係る接続要求件数は、第6種ホスティングサービスの蓄積装置に蓄積されるホームページに係る情報への要求数とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 第6種ホスティングサービスに係る配信数は、第6種ホスティングサービスの蓄積装置から配信されたショートメッセージの数（不達の場合を含みます。）とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又 は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のう ち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて 得た額</p>
<p>(5) 第6種ホス ティング契約 に係る割引の 適用</p>	<p>ア 当社は、第6種ホスティング契約者（次に掲げる(1)の契約 を当社と締結している者に限ります。以下この欄において同 じとします。）からあらかじめ申出があった場合には、定額 利用料について、5-2に規定する額から1契約ごとに 4,000円（4,400円）（月額）を割引して適用します。</p> <p>(1) 第5種ホスティング契約 (2) 第8種ホスティング契約</p> <p>イ 当社は、1の第6種ホスティング契約とアに掲げる(1)(2)の いずれかの1の契約との組合せごとに、1の割引を適用しま す。この場合において、1の第6種ホスティング契約と既に 組合せを構成している契約は、新たに他の第6種ホスティ ング契約と組合せを構成することはできません。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する割引について、次に掲げる日のい ずれか遅い日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第6種ホスティングサービスの提供を開始した日 (イ) アに掲げる(1)(2)の契約に係るいずれかのサービスの 提供を開始した日 (ウ) アの申出を当社が受け付けた日</p> <p>エ 第6種ホスティング契約に係る割引の適用は、ホスティ ングサービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を 含むものとします。</p> <p>オ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、第6種ホス ティング契約に係る割引を廃止します。</p> <p>(ア) 第6種ホスティング契約の解除があったとき。 (イ) 割引の組合せとなっているアに掲げる(1)(2)のい ずれかの1の契約を解除又は譲渡したとき。 (ウ) 第6種ホスティング契約者から第6種ホスティング 契約に係る割引の廃止の申し出があったとき。</p> <p>カ オの規定により割引の廃止があった場合は、アに規定する 割引について、その廃止日を含む料金月まで適用します。</p>

5-2 料金額

5-2-1 定額利用料

月額

区 分		単 位	料 金 額
基本額		1の契約ごとに	10,000円(11,000円)
加算額	接続要求件数に係るもの	10,000件以上100,000件未満の場合	1の契約ごとに 10,000円(11,000円)
		100,000件以上の場合	100,000件までごとに 10,000円(11,000円)
	データベース登録件数に係るもの	1,000件以上10,000件未満の場合	1の契約ごとに 10,000円(11,000円)
		10,000件以上の場合	10,000件までごとに 10,000円(11,000円)

5-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料 金 額	
承認機能付メール配信機能	第6種ホスティング契約者が現に蓄積しているホームページの情報の変更があった場合、メールでその変更を承認できる機能		1利用者識別符号ごとに月額 2,000円(2,200円)	
メールアドレス追加機能	第6種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスを追加できる機能		1メールアドレスごとに月額 1,000円(1,100円)	
独自ドメインサービス利用機能	第6種ホスティング契約者が第6種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更ができる機能		1の独自ドメインごとに月額 10,000円(11,000円)	
ショートメッセージ配信機能	ショートメッセージを配信できる機能	ア 基本料	1の契約ごとに月額 10,000円(11,000円)	
		イ 加算料	非指定型	配信数ごとに 15円(16.5円)
			指定型	配信数ごとに 17円(18.7円)
備考				
1 ショートメッセージ配信機能には次の区分があります。				
区 分		内 容		

非指定型	指定型以外のもの
指定型	ショートメッセージの送信元として第6種ホスティング契約者が指定する英数字を表示するもの

2 1に規定する区分の変更があった場合は、その変更があった日の属する料金月の翌料金月から変更後の区分に基づき付加機能利用料を適用します。

## 6 削除

### 7 第8種ホスティング契約に係るもの

#### 7-1 適用

区 分	内 容
(1) 第8種ホスティングサービスに係る保証等	<p>ア 第8種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>イ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>ウ 本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第8種ホスティング契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>エ 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社は、第8種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>カ 当社は、第8種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第8種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 第8種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第8種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第8種ホスティング契約の解除があった場合は、第48条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、2の料金月に係る定額利用料に相当する額からその第8種ホスティング契約の解除があった料金月において第48条の規定により</p>

	支払いを要する額を減じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。						
(3) 第8種ホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用	<p>当社は、第8種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加</td> <td>仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能</td> </tr> <tr> <td>仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量</td> <td>仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能	仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能
区別	内容						
仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能						
仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能						

7-2 定額利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	20,000円 (22,000円)

7-3 定額利用料の加算額

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
仮想専用蓄積装置への1のCPU及びメモリ8ギガバイト追加ごとに	10,000円 (11,000円)
仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加10ギガバイトごとに	1,000円 (1,100円)

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容			
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料
種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金			

### 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。
(2)工事費の特例	ア～ウ削除  エ 第5種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに2,000円（2,200円）とします。 （ア） メールアドレス数の追加に関する工事 （イ） メールセキュリティ機能に関する工事

	<p>オ 第6種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）及び第3表（附帯サービスに関する料金）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに5,000円（5,500円）とします。</p> <p>（ア） 承諾機能付メール配信機能に関する工事</p> <p>（イ） メールアドレス追加機能に関する工事</p> <p>（ウ） 料金表第3表に規定するホームページ作成機能に関する工事</p> <p>（エ） 料金表第3表に規定するFlash作成機能に関する工事</p> <p>（オ） 料金表第3表に規定するクーポンサービス機能に関する工事</p> <p>（カ） 料金表第3表に規定するポイント管理機能に関する工事</p> <p>（キ） 料金表第3表に規定する店舗検索・管理機能に関する工事</p> <p>（ク） 料金表第3表に規定するアクセス解析機能に関する工事</p> <p>（ケ） 料金表第3表に規定するサイト誘導機能に関する工事</p> <p>カ 第8種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに5,000円（5,500円）とします。</p> <p>（ア） CPU及びメモリの追加に関する工事</p> <p>（イ） 蓄積容量の増加に関する工事</p> <p>（ウ） 当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第7種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（エ） 当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ6に係るものに限ります）</p> <p>（オ） 当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>（カ） 当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の利用の開始に関する工事</p> <p>（キ） 当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の記憶装置の容量を追加する場合の工事</p>
(3) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

## 2 工事費の額

ホスティングサービスの提供の開始、契約の区分の変更、メールアドレス数

の追加利用によるメールアドレス数の追加、CPU及びメモリの追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加、付加機能の利用開始若しくはその他の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
工 事 費	ア イ 以外 に 関 する 工 事 の 場 合	(ア) (イ)か ら(ク) 以外に 関する 工 事 の 場 合	利用の開始に関する工事 の場合	1の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
			上記以外に関する工事の 場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	(イ)～ (エ)	削除			
	(オ) 第 5種ホ スティ ングサ ービス に 関 する 工 事 の 場 合		利用の開始に関する工事 の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)
			区分の変更に関する工事 の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
			メールアドレス数の追加 に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
		第5種ホスティ ングに係る記憶 装置への設定等 に関する工事の 場合	データ リスト アに 関 する 工 事 の 場 合	1の工事ごとに	21,600円 (23,760 円)
			初期状 態設定 に 関 する 工 事 の 場 合	1の工事ごとに	11,000円 (12,100 円)

(カ) 第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)	
	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)	
(ク) 第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	15,000円 (16,500円)	
	CPU及びメモリの追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	4,000円 (4,400円)	
	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	4,000円 (4,400円)	
	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。)、又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行なわれる工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
		上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,600円)
	仮想専用蓄積装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合	1の工事ごとに	31,000円 (34,100円)
		初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	11,000円 (12,100円)

イ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ)から(キ)まで以外の工事の場合		1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
	(イ) メールセキュリティ機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	(ウ) 承諾機能付メール配信機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
	(エ) メールアドレス追加機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
	(オ) 独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)
		上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
	(カ) ショートメッセージ配信機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	50,000円 (55,000円)

### 第3表 附帯サービスに関する料金

#### 第1 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金

##### ア 汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの

区分	単位	料金額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	4,500円(4,950円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円(1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円(3,850円)

##### イ 属性型JPドメイン名に係るもの

区分	単位	料金額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	5,762円(6,338.2円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円(1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円(3,850円)

#### 第2 ホームページ作成機能に係る料金

##### 1 適用

区分	内容
ホームページ作成機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるFlashファイルの数(その料金月における最大の値とします。)に基づき、ホームページ作成機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ ホームページ作成機能に係る料金は、そのホームページ作成機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、ホームページ作成機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてホームページ作成機能に係る料金を適用します。</p>

##### 2 料金額

月額

区分	単位	料金額
ホームページ作成機能	作成したホームページに含まれる5のFlashファイルまでごとに	20,000円(22,000円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
ホームページ作成機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

#### 第3 Flash作成機能に係る料金

##### 1 適用

区 分	内 容
Flash作成機能に係る料金の適用	ア 当社は、1の料金月におけるFlashファイルの数（その料金月における最大の値とします。）に基づき、Flash作成機能に係る料金を適用します。 イ Flash作成機能に係る料金は、そのFlash作成機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、Flash作成機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてFlash作成機能に係る料金を適用します。

##### 2 料金額

月額

区 分	単 位	料金額
Flash作成機能	5のFlashファイルまでごとに	10,000円(11,000円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
Flash作成機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

#### 第4 クーポンサービス機能に係る料金

##### 1 適用

区 分	内 容
クーポンサービス機能に係る料金の適用	クーポンサービス機能に係る料金は、そのクーポンサービス機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、クーポンサービス機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてクーポンサービス機能に係る料金を適用します。

##### 2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
クーポンサービス機能	1の契約ごとに	10,000円(11,000円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
クーポンサービス機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

#### 第5 ポイント管理機能に係る料金

##### 1 適用

区 分	内 容
ポイント管理機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）に基づき、ポイント管理機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ ポイント管理機能に係る料金は、そのポイント管理機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、ポイント管理機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてポイント管理機能に係る料金を適用します。</p>

##### 2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
ポイント管理機能	ポイント管理機能に係るデータベース登録件数10,000件までごとに	10,000円(11,000円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
ポイント管理機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

#### 第6 店舗登録・検索機能に係る料金

##### 1 適用

区 分	内 容
店舗登録・検索機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）に基づき、店舗登録・検索機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ 店舗登録・検索機能に係る料金は、その店舗登録・検索機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、店舗検索・管理機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月において店舗検索・管理機能に係る料金を適用します。</p>

## 2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
店舗登録・検索機能	店舗登録・検索機能に係るデータベース登録件数50件までごとに	10,000円 (11,000円)

## 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
店舗登録・検索機能工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)

## 第7 アクセス解析機能に係る料金

### 1 適用

区 分	内 容
アクセス解析機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるタグ付けしたホームページへの接続要求件数に基づきアクセス解析機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ アクセス解析機能に係る料金は、そのアクセス解析機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、アクセス解析機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてアクセス解析機能に係る料金を適用します。</p>

## 2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
タグ付けしたホームページへの接続要求件数に係るもの	0件から50,000件までの場合	1の契約ごとに 15,000円 (16,500円)
	50,001件から150,000件までの場合	1の契約ごとに 30,000円 (3,3000円)
	150,001件から250,000件までの場合	1の契約ごとに 45,000円 (4,9500円)
	250,001件から500,000件までの場合	1の契約ごとに 60,000円 (6,6000円)
	500,001件から1,050,000件までの場合	1の契約ごとに 90,000円 (99,000円)
	1,050,001件から2,000,000件までの場合	1の契約ごとに 132,000円 (145,200円)
	2,000,001件から3,500,000件までの場合	1の契約ごとに 228,000円 (250,800円)
	3,500,001件から7,000,000件までの場合	1の契約ごとに 270,000円 (297,000円)
7,000,001件から12,000,000件ま	1の契約ごとに 390,000円	

	での場合		(429,000円)
	12,000,001件から25,000,000件までの場合	1の契約ごとに	600,000円 (660,000円)
	25,000,001件から50,000,000件までの場合	1の契約ごとに	1,080,000円 (1,188,000円)
	50,000,000件を超える場合	50,000,000件までの部分	1の契約ごとに 1,080,000円 (1,188,000円)
		50,000,000件を超える部分	1の契約につき 1,000,000件までごとに 15,000円 (16,500円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
アクセス解析機能工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)

## 第8 サイト誘導機能に係る料金

### 1 適用

区 分	内 容
サイト誘導機能に係る料金の適用	サイト誘導機能に係る料金は、そのサイト誘導機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、サイト誘導機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてサイト誘導機能に係る料金を適用します。

### 2 料金額

月額

区 分	単 位	料 金 額
サイト誘導機能	1のICカードリーダーダライタごとに	1,500円 (1,650円)

### 3 工事費

区 分	単 位	料 金 額
サイト誘導機能工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)

## 第9 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。